

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な成長および企業価値向上に向け、経営意思決定の迅速化、適時情報開示等による経営の透明性の確保、経営の監督機能の強化等、コーポレート・ガバナンスが重要であると認識し、体制の強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
渡邊 大知	1,246,800	23.78
鈴木 浩之	389,200	7.42
渡邊商事株式会社	184,000	3.51
日本証券金融株式会社	150,000	2.86
後神 秀継	120,000	2.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	80,000	1.53
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	80,000	1.53
BBH/DBS BANK (HONG KONG) LIMITED A/C 005 NON US (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	68,000	1.30
松井証券株式会社	65,200	1.24
野村證券株式会社	57,600	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

- 割合は自己株式(100株)を控除して計算しております。
- 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、80,000株であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長坂 英樹	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長坂 英樹	○	---	長年にわたり税務・会計分野で培った経験と知見を有し、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できるため、当社の社外取締役ならびに独立役員として株主利益に寄与するものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査、内部監査、会計監査人の監査は、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体として監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っております。

監査役と会計監査人は、必要に応じて会合を持ち、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの積極的な連携により、監査の品質向上と効率化に努めております。

監査役と内部監査室は、緊密に情報交換を行い、相互補完体制として、年度活動方針の事前調査、合同監査等、効率的な監査の実施に努めております。

内部監査室と会計監査人は、主として財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、必要に応じてミーティングを実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山下 芳生	他の会社の出身者													
村田 真一	弁護士													
関根 修一	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下 芳生	○	----	金融機関の支店長を歴任する等、金融法務に関して幅広い知見を有していることから、高い監督機能を期待できるため、当社の社外監査役ならびに独立役員として株主利益に寄与するものと考えております。
村田 真一	○	----	弁護士として金融商品取引法、会社法等の法律や知的財産権に関する専門的な知識を有しており、法務に関して客観的な視点で当社を監査できることから、当社の社外監査役ならびに独立役員として株主利益に寄与するものと考えております。

関根 修一	○	---	品質マネジメントシステム (ISO) 主任審査員であり、製造業における品質管理に関する専門的な知識を活かし、製造に関して客観的な視点で当社を監査していただけることから、当社の社外監査役ならびに独立役員として株主利益に寄与するものと考えております。
-------	---	-----	---

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は取締役会において、業務執行役員の職務執行状況の監査、経営の妥当性の確認が適正に行われることを目的として、独立性基準を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

1. 当社役員、従業員及び元役員23名に対して合計222,800株のストックオプションを付与しております。
2. 当社の取締役 (社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。) に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員に当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。社外監査役に対しては報酬を補完するものとして付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の役員が存在しないため、個別報酬の開示はいたしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額 (年額180,000千円) の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会で決定しております。

なお、2019年3月27日開催の第27回定時株主総会において、当社の取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、従来の取締役の報酬等とは別枠として、譲渡制限株式の割当てのために支給する金銭報酬の総額は、当社の取締役 (社外取締役を除く。) に対して年額120,000千円以内とする旨決議頂いております。

[社外取締役 (社外監査役) のサポート体制] 更新

社外取締役および社外監査役へのサポートは常勤監査役、経営企画室が行っております。取締役会開催にあたり各議案に関する資料を事前に社外取締役、社外監査役を含む役員全員に送付し、各役員から要請があった場合は事前に内容の説明を行うこととしております。社外取締役および社外監査役のみの会議も開催しており、独立役員による経営監視の実効性を確保しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・取締役会

当社の取締役会は取締役5名(男性5名)で構成されており、原則月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、監査役の出席の下、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行についての意思決定を行っております。

代表取締役社長は取締役会の議長として取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を執行し、当社の業務全般を統括しております。

・監査役会

当社の監査役会は、社外監査役3名(男性3名)で構成されており、毎月1回定時監査役会を開催し、事業環境の状況把握及び意思決定のプロセスについて監視しております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、経営の妥当性、効率性及び公正性等に関する助言や提言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監査できる体制を採っております。

・経営会議

当社は、業務執行取締役及び代表取締役社長が指名する本部長若しくはシニアマネージャー等をもって構成される経営会議を設置しており、原則月1回開催しております。なお、非常勤取締役も出席し意見を述べることができます。経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、取締役会に付議すべき事項、全般的業務執行方針に関する事項及びリスク管理に関する事項を協議しております。

・内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)が担当しております。業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役社長に対して報告するとともに、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、内部監査室は、監査役及び会計監査人とも密接な連携をとっており、監査役および会計監査人は、内部監査報告書を適宜参照でき、内部監査状況を把握できる体制になっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。企業経営に関する豊富な経験及び知識に基づき、外部からの客観性・中立性を確保した経営監視機能を備えたコーポレート・ガバナンス体制が整備されているものと考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化を図り、株主総会の2週間前までの発送を実施しております。更に株主総会および議決権行使の円滑化を促進するため、発送日以前に当社ホームページに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主に出席いただくために、株主総会の集中日を避けた日時を3月に設定いたします。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会等を年1回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに年2回開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在のところ定期的な開催は予定しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	上場日より、ホームページ内にIRサイトを開設し、有価証券報告書等、適時開示書類、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	代表取締役社長をIR・情報開示の最高責任者とし、経営企画室にIR活動担当者を置き、管理担当取締役をIR活動の推進責任者としています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス経営実現のための努力の一環として、取引先から、当社に関する法令・企業倫理違反、またはそれらの疑義行為について、ホームページ上に通報窓口「JMCコンプライアンス・ヘルプライン」の案内を設けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に則り、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの信頼を得られるよう、経営戦略や経営成績その他自社に関する情報を公平かつわかりやすく提供することをIR活動の基本方針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「この国のものづくりを置き去りにする」というコーポレートメッセージを掲げ、製造業の牽引役になることを目指しております。その実現のために、当社のステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標としております。

当社の企業価値を高めるためには、経営の効率性を追求するとともに、コーポレート・ガバナンスを強化し事業活動から生じる各種リスクをコントロールすることが必要不可欠であるとの基本方針のもと、業務の適正性を確保するための体制として、2015年9月18日開催の取締役会にて、「内部統制システムの構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを基本的な考え方としております。

反社会的勢力排除に向けて、反社会的勢力排除規程を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。反社会的勢力等排除の事務局を管理グループ内に設置し、所轄警察署、神奈川県暴力追放推進センターおよび長野県暴力追放推進センターといった外部専門機関と緊密な連携を図るとともに、各事業所に不当要求防止責任者を選任し、全社において反社会的勢力排除に向けた活動に取り組むこととしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

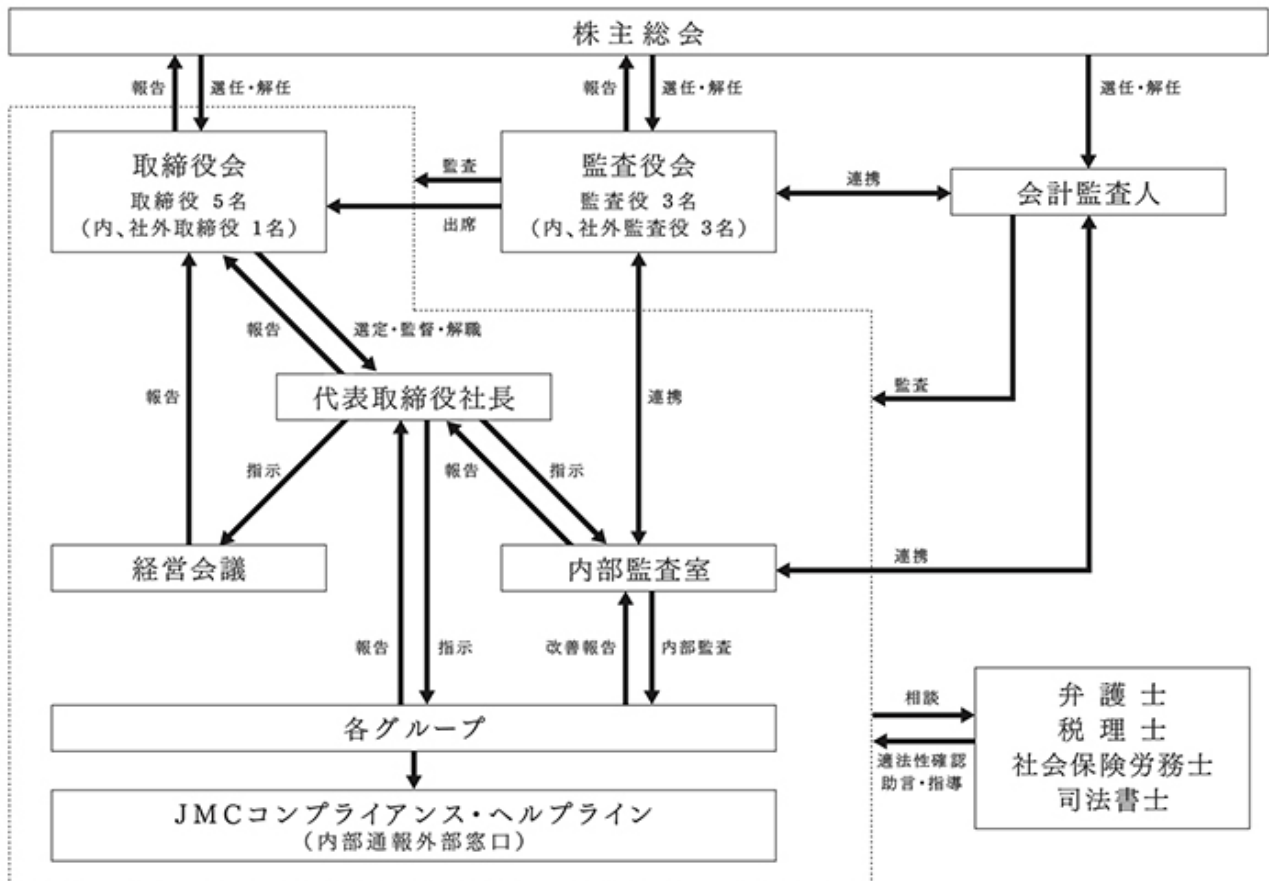
なし

該当項目に関する補足説明

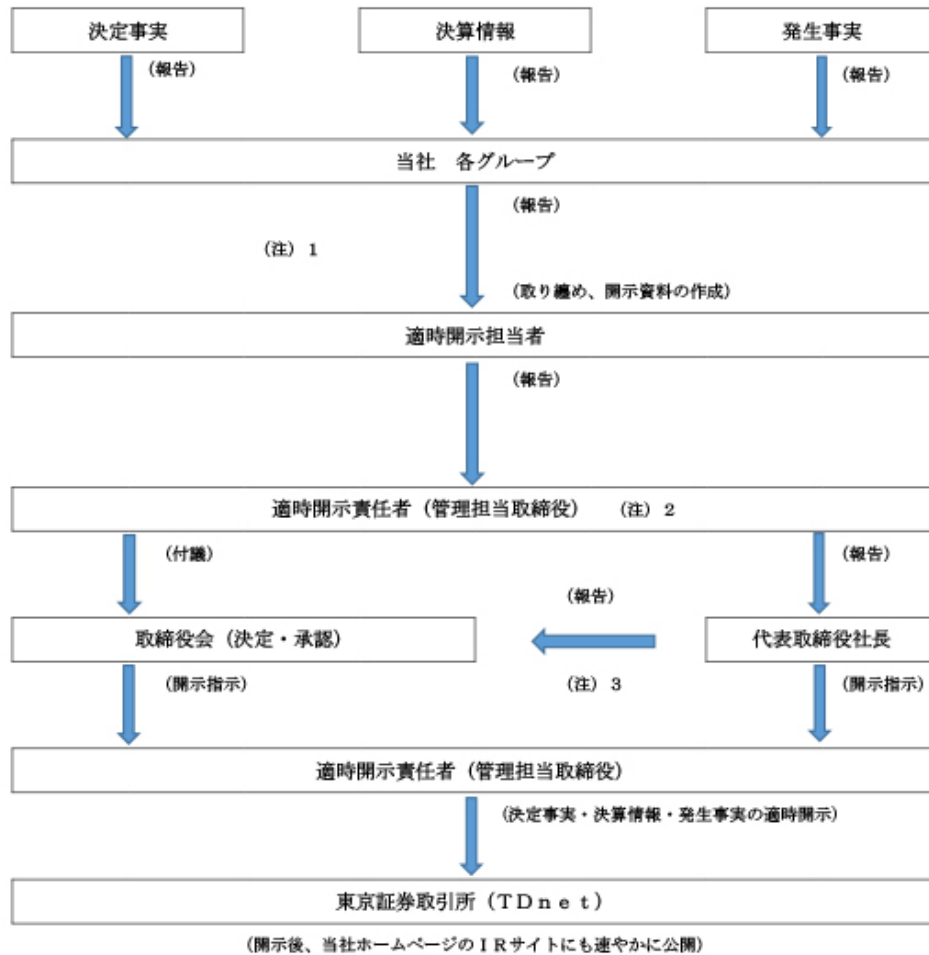
買収防衛策を導入しておりませんが、当面の間は、当社役員および関係者の持株比率を高く保つことで買収防衛策としております。また、今後は株主の安定化が図れるよう、株主と積極的に関わる機会を持つ方針です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社における企業統治の体制は、会社法にもとづく機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。また、会計監査人としてはあずさ監査法人を選任しております。このほか事業上の重要な法的判断やコンプライアンスを目的として弁護士、税理士、社会保険労務士、司法書士と連携する体制をとっております。各機関の概要図は以下のとおりであります。



【適時開示プロセスフロー概要】



(注) 1. 各グループは、適時開示基準、重要事実への当該要件を理解するとともに、当該事実が発生した場合はすみやかに適時開示担当者に報告され、情報取扱責任者に報告いたします。

2. 報告を受けた情報取扱責任者は、開示の要否について検討、判断を行います。なおその際は、開示を要しないと判断されたものも含め、その検討、判断の経緯および結果について記録、保管いたします。

3. 開示の決定および開示の内容については、原則として取締役会に報告し承認を受けます。ただし、緊急を要する場合は、代表取締役社長の承認をもって開示し、後に取締役会に報告されます。